

那覇市夜間中学検討委員会設置要綱

令和3年10月21日 教育長決裁

(目的)

第1条 那覇市における夜間中学の在り方や課題について、有識者や学識経験者などから意見を聴取するため、「那覇市夜間中学検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(組織等)

第2条 検討委員会は、7名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、有識者その他学校関係者など教育長が適当と認める者とし、教育長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて補充することとし、任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選とする。

2 委員長は、検討委員会を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第6条 検討委員会の事務局は、那覇市教育委員会学校教育部学校教育課に置き、学校教育副部長を事務局長とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年10月21日に施行する。

検討委員

大学			
沖縄大学	教授	盛口	満
琉球大学	教授	上江洲	朝男
有識者			
JICA	所長	倉科	和子
市P連	会長	安里	幸治
学校			
泊高等学校	校長	上地	さとみ
那覇中学校	校長	中村	斉
那覇市教育委員会			
学校教育部	部長	名嘉原	安志